㈢　道路の区域

区間	後変別更前	数	地の幅員	延長	備考
北九州市小倉北区から有明町三丁目一番地まで	後	Ｂ	一四・五〇メートル	二四六・三メートル	上関係記載の面及び区分表Ｂは、いずれも縮尺Ａ
	前	Ａ	一四・五〇メートル	二四六・三メートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○沖縄総合事務局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・二・十八号城間前田線（名称変更前の平成二十五年沖縄総合事務局告示第四十四号那覇広域都市計画道路事業三・四・五十四号城間前田線及び三・三・十六号国際センター線）

三　事業施行期間　自平成三十四年三月二十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官庁発表

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、平成30年４月１日付けで、その指定を廃止するので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 30 年３月 30 日

東北地方整備局長　津田　修一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	６号	いわき市小名浜住吉字搦65番４から同市小名浜住吉字搦67番５までの下り線
		いわき市小名浜住吉字搦67番５から同市小名浜住吉字搦57番１まで
		いわき市小名浜住吉字搦57番１から同市小名浜住吉字搦57番１までの下り線
		いわき市内郷綴町榎下65番５から同市内郷綴町沼尻73番１まで
		いわき市内郷御台境町字自在町25番４から同市内郷御台境町字新町前１番６まで
		いわき市内郷御台境町字新町前１番６から同市平字長橋町28番１までの下り線
		いわき市内郷御台境町字新町前１番６から同市平字長橋町28番１まで
		いわき市平字長橋町28番１から同市平字中町１番１まで
		いわき市平字大町５番４から同市平字正内町22番まで
		いわき市平字正内町22番から同市平字下川原17番まで

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり解除する。

平成 30 年３月 30 日

東北地方整備局長　津田　修一

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道45号	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字転石44番１から本吉郡南三陸町志津川字十日町１番まで

２　解除する期日　平成30年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 30 年３月 30 日

東北地方整備局長　津田　修一

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
東北中央自動車道相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷字東横堀75番１から山形県米沢市窪田町小瀬字江中子675番１まで
一般国道６号	福島県いわき市四倉町字志津52番15からいわき市久之浜町久之浜字連郷101番３まで
一般国道７号	秋田県北秋田市脇神字法泉坊沢60番27から北秋田市脇神字高森堂ノ上93番１まで
一般国道45号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字平井田98番33から本吉郡南三陸町歌津字皿貝無番まで
一般国道45号	宮城県気仙沼市本吉町九多丸34番１から気仙沼市松崎高谷47番１まで
一般国道45号	岩手県下閉伊郡山田町山田第４地割55番４から宮古市金浜第３地割33番９まで
一般国道45号	岩手県宮古市田老字駿達54番１から下閉伊郡岩泉町小本字長内無番地まで
一般国道46号	岩手県盛岡市志田15地割27番12から盛岡市永井１地割47番１まで
一般国道47号	山形県東田川郡庄内町常万字向田２番11から庄内町跡字殿腰248番まで
一般国道115号	福島県相馬市東玉野字姥ヶ岩国有林2244林班り小班から伊達市霊山町下小国字荒屋敷５番７まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 30 年３月 30 日

東北地方整備局長　津田　修一

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道６号	福島県いわき市四倉町字志津52番15からいわき市久之浜町久之浜字連郷101番３まで
一般国道７号	秋田県北秋田市脇神字法泉坊沢60番27から北秋田市脇神字高森堂ノ上93番１まで
一般国道45号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字平井田98番33から本吉郡南三陸町歌津字皿貝無番まで
一般国道45号	宮城県気仙沼市本吉町九多丸34番１から気仙沼市松崎高谷47番１まで
一般国道45号	岩手県下閉伊郡山田町山田第４地割55番４から宮古市金浜第３地割33番９まで
一般国道45号	岩手県宮古市田老字駿達54番１から下閉伊郡岩泉町小本字長内無番地まで